

○大学運営会議研究倫理委員会内規

平成19年3月15日
制定

改正	平成19年11月10日	平成22年4月1日
	平成28年1月19日	平成28年4月1日
	令和4年11月30日	令和5年3月25日
	令和6年3月20日	

(目的)

第1条 この内規は、大学運営会議規程第8条の規定に基づき、東北医科薬科大学研究倫理規準（以下「規準」という。）の趣旨に則り、研究倫理に関する事項について審議、調査、検討するため設置する大学運営会議研究倫理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について定める。

(所管事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 規準第13条に定める本学の責務に関する事項
- (2) 規準の運用、解釈に関する事項
- (3) 規準の改廃に関する事項
- (4) 公的研究費にかかる不正防止計画の策定・実施に関する事項
- (5) 研究倫理に関する学長の諮問事項
- (6) 倫理審査に関する事項
- (7) その他必要な事項

2 委員会は、必要があると認められるときは、研究者等に対して、適切な指導及び助言を行うものとする。

3 委員会は、規準第13条第3項に定める苦情、相談等に対応するものとする。

4 委員会は、研究者等の重大な規準違反行為があると認められる場合は、学長に報告するものとし、学長は適切な措置を講じるものとする。

5 委員会は、研究倫理に関する事項について調査、検討し、必要あるときは学長に報告又は提案するものとする。

6 委員会は、第1項に規定する審議の結果について、大学運営会議に上申するものとする。

(構成)

第3条 委員会は、次の者で構成し、学長が委嘱する。

- (1) 学部長
- (2) 研究科長
- (3) 病院長
- (4) 教養教育センター長
- (5) 遺伝子組換え実験安全委員会委員長
- (6) 動物実験委員会委員長
- (7) 放射線安全委員会委員長
- (8) バイオセーフティー委員会委員長
- (9) 事務局長及び事務局次長
- (10) 第7条の規定により設置された委員会の長

2 学長は、必要に応じ委員会に出席するものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、大学運営会議の議を経て学長が任命する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 4 委員長は、委員の内から副委員長を指名し、これを学長が任命する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が何等かの事由により委員会に参加できない場合は、副委員長又は委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
(議事)

第5条 委員長は、委員会を招集しその議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議事は委員の過半数で決する。
- 4 前項にかかわらず、第2条第4項に規定する「重大な基準違反行為」に関する議事は、委員の3分の2以上で決するものとする。
(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めた場合には、委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

(専門委員会)

第7条 委員会に、人を対象とする研究に関する倫理規程第6条に基づき、次の専門委員会を置く。

- (1) 東北医科薬科大学一般研究倫理審査委員会
- (2) 東北医科薬科大学生命科学・医学系研究倫理審査委員会
- (3) 東北医科薬科大学病院治験審査委員会
- (4) 東北医科薬科大学若林病院治験審査委員会

- 2 前項各号に定める専門委員会について必要な事項は、別に定める。

(相談員)

第8条 委員会に、第2条第3項に定める苦情、相談等に対応するため研究倫理相談員(以下「相談員」という。)を置く。委員は、相談員を兼ねる。

- 2 相談員は、委員会委員、及び学長が委嘱する委員会委員以外の教員若干名をもって充てる。
- 3 委員以外の相談員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 相談員は、自己と利害関係を持つ事案に関与してはならない。
- 5 相談員は、苦情、相談等を受けた事項について、委員長に報告する。
- 6 委員長は、前項の報告を受けたとき、必要であると判断した場合は委員会を開催するものとする。
- 7 相談員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(守秘義務)

第9条 委員及び相談員は、相談内容等について個人のプライバシー保護に留意し、知り得た秘密は、これを他に洩らしてはならない。

(事務)

第10条 委員会の事務は、企画部研究支援課が行う。

(その他)

第11条 委員会は、第9条に規定するもののほか、相談員に関する事項を定めることができる。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成19年3月15日から施行する。

附 則(平成19年11月10日)

この規程は、平成19年11月10日から施行する。

附 則(平成22年4月1日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年 1 月19日）

この規程は、平成28年 1 月19日から施行する。

附 則（平成28年 4 月 1 日）

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年11月30日）

この規程は、令和 4 年12月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項第 6 号に規定する「大学院医学研究科の教授」については、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 3 月25日）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月20日）

- 1 この内規は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この内規は、従前の東北医科薬科大学研究倫理委員会規程を一部改正補足し、大学運営会議研究倫理委員会内規と改称したものである。